

川口市立医療センター経営健全化計画推進コンサルティング業務委託仕様書

- 1 業務名 川口市立医療センター経営健全化計画推進コンサルティング業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- 3 業務目的 本業務は、川口市立医療センター（以下「医療センター」という。）が将来にわたり市民の期待に応え、良質で安定した医療を提供していくために、経営基盤の強化を図る必要があることから、経営健全化に向けた課題を明確にし、課題解決に向けた分析及び各種改善活動を積極的に推進することを目的とする。
- 4 業務内容
 - (1) 収益向上に向けた各種支援業務
 - ア 患者数増加に向けた各種実行支援
 - (例) 外来患者の分析、かかりつけ医との連携強化及び退院支援の提言
 - (例) 院内研究活動の支援
 - イ 診療報酬改定等を踏まえた診療単価向上に係る各種実行支援
 - (例) 診療報酬改定、機器購入等で保険診療適用となる検査項目の検証及び実行支援
 - ウ 診療報酬における各種加算取得及び各種施設基準の維持、新規取得に向けた提案及び助言
 - (例) 各種算定率の分析及び指導、算定率上昇のための方針策定の支援
 - (例) 医師数及び看護師配置の変更等の提案
 - エ 診療科ヒアリングへの同席並びに経営的観点からの提案及び助言
 - (例) 各診療科の目標設定、課題管理等の提言
 - (2) 支出抑制に向けた各種支援業務
 - ア 支出の分析、支出抑制の支援
 - (例) 主な支出の分析、支出抑制のための仕組みづくりへの提言
 - イ 材料費、委託費を中心とした費用適正化に向けた支援
 - (例) 医療事務業務仕様書見直し支援、薬品・診療材料の価格交渉支援

(3) 経営・運営管理体制の構築に向けた支援業務

ア 公営企業会計全体の収支分析、改善策の実行支援

(例) 病院全体の収支分析、診療体制の見直しへの提言

イ 地域医療構想を踏まえた医療センターの病床機能のあり方の整理

(例) 急性期病床、緩和ケア病床等の適切な配置及び運用の支援

ウ 新公立病院改革プランの進捗管理、実行支援

(例) 「川口市立医療センター経営改革プラン 2021-2023」の進捗管理、評価等

エ 次期経営改革プランの策定支援

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づいた次期経営改革プランの策定支援を実施すること。プランの対象期間は令和6年度から令和9年度までとする。

オ D P C 特定病院群移行に向けた取組支援（令和6年度移行を目標）

(例) 基準値を満たすための手術内容、件数の分析、該当診療科への提言

カ 経営会議（病院経営に関する最高意思決定機関、第4火曜日）、診療会議（課題を調整・整理して経営会議の効果的運営を図る会議、第1・4月曜日）等最高意思決定の場への参画

(例) 会議への出席、記録作成（その他の会議については別途相談）

(4) その他

ア 各種情報提供

(例) 病床数400～600床規模の病院、D P C 特定病院群・標準病院群の病院の経営状況に関する情報の収集及び提供など

イ 発注者から提示される上記に関連する経営健全化及び病院運営に関する課題や提案に係る対応

(5) 川口市立医療センター経営健全化計画推進コンサルティング業務委託報告書の提出
提出物の規格及び部数：紙媒体4部、電子媒体1部

5 業務の遂行方法

(1) 発注者からの相談に対し、対面のほか電話、電子メール等により、適時に対応すること。

(2) 受注者は、1週間につき1回の割合で定期的に医療センターを訪問のうえ、業務を行うこと。

(3) (2) の訪問日は、発注者と受注者が別途協議のうえ決定する。また、協議のうえ訪問に替えて Zoom 等によるオンラインミーティングとすることも可とする。

6 守秘義務

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、秘密情報の有効期限は、この契約が終了し、または解除された日から5年を経過する日とする。ただし、個人情報については、無期限とする。

7 資料等の破棄等

受注者及び実施機関は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに破棄する。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 経費等の負担

受注者が訪問時に医療センター内で業務を行う上で必要な事務機器等の備品（パソコン等の情報機器を含む。）及び消耗品は、受注者が持参するものとする。

9 業務の引継ぎ

委託期間終了後、当該委託業務を他の事業者が受注することとなった場合には、受注者は、その責任において新たに受注することとなった事業者に対し業務の引継ぎを行うものとする。

10 疑義の解釈

本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。